



高岡市告示第 463 号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による沢川地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 19 年 12 月 25 日

高岡市長 橋 慶 一 郎



字の区域の廃止に関するもの

市名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
高岡市	沢川	下向	1、2の1、2の2、3から5まで、6の1、18の2、18の3、778から781まで、812、812の2、819から833まで、833の2、834から845まで、847から850まで、850の2、851から854まで、932、933、934の1、934の2、935から938まで、938の2、939から949まで、949の2、950から956まで、956の2、957から959まで、960の1、960の2、961、962、968、969、971、973から976まで、977の1、977の2、978から980まで、980の2、981、983から986まで、987の2、1886、1887、1888の1、1888の2、1893から1902まで、1903の1、1904、1922から1927まで、1928の1から1928の3まで、1929から1948まで
		北谷	1142、1143、1144の1、1144の2、1145から1164まで、1166から1168まで、1170から1176まで、1481から1486まで、1488から1493まで、1496から1501まで、1503から1513まで、1516から1531まで、1531

の2、1532、1534、1535の1、1537から1542まで、1543の1、1544の1、1545から1565まで、1565の2、1566、1566の2、1567の1、1567の2、1568から1570まで、1572から1586まで、1588から1590まで、1591の1、1592の1、1593、1594、1595の1、1595の2、1596の1、1596の2、1597から1605まで、1606の1、1606の2、1608、1610から1612まで、1614の2、1621から1628まで、1633の1、1635から1645まで、1646の1、1646の2、1647から1676まで、1676の2、1677から1708まで、1709の1、1709の2、1710から1718まで、1718の2、1719から1721まで、1722の1、1722の2、1723から1733まで、1735から1737まで、1738の2、1739、1740、1742から1744まで、1744の2、1744の3、1745から1748まで、1748の2、1749の1、1749の2、1750から1765まで、1766の1、1766の2、1767から1769まで、1772の1、1772の2、1773、1774、1778、1780から1782まで、1783の1、1783の2、1784から1799まで、1801から1803まで、1804の1、1804の2、1805、1806、1808、1811、1812、1812の2、1813から1824まで、1831から1833まで、1840から1844まで、1846、1847、1848の1、1848の2、1850、1850の2、1850の3、1851から1858まで、1860から1865まで、1989から1994まで、1996から1999まで、1999の2

南谷

2767の1、2768の1、2769の1、2770から2776まで、2783から2787まで、2788の1、2788の2、2793から2803まで、2815の1、2815の2

		北島	1233、1249 から 1251 まで、1251 の 2、 1252、1254 から 1259 まで、1283 から 1306 まで、1306 の 2、1307、1308、1310、1310 の 2、1311、1312、1312 の 2、1313 か ら 1319 まで、1502 の 2
--	--	----	---

上記の区域内にある市有地の全部を含む。